

労働者自主福祉運動の現状と課題

2021年11月22日

一般社団法人山形県労働者福祉協議会

1. 労福協とは

説明者 設楽 正

1. 労福協とは(1)

設立

1976年(昭和51年)3月29日

所在地

山形市木の実町12-37 大手門パルズ4階

構成団体

- ・日本労働組合連合会山形県連合会(連合山形)・東北労働金庫山形県本部(東北労金)
- ・こくみん共済COOP(全労済)山形推進本部(こくみん共済coop)
- ・山形県生活協同組合連合会(生協連)・山形県勤労者福祉センター(福祉センター)
- ・山形県勤労者育成教育基金協会(教育基金協会)・山形県経済社会研究所(シンクタンク)

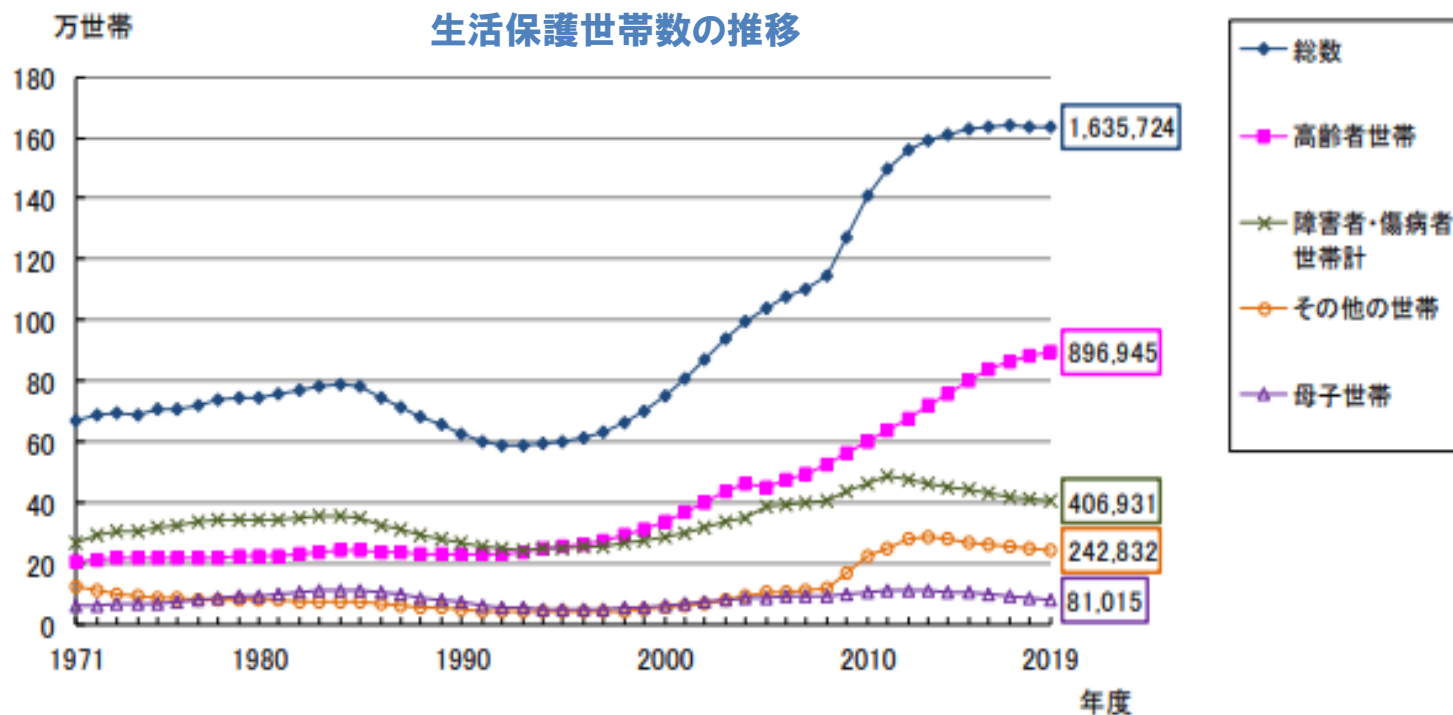
◆労福協は、労働団体、労働者福祉に関わる事業団体、生活協同組合の地方団体、地域に組織されている11の地区労福協で構成する勤労者福祉活動のための地方組織

◆労福協の組織は、構成団体と縦型(指示・命令)の関係ではなく、ゆるやかな協議体

1. 労福協とは(1)

社会の現状

2000年以降、「自己責任」が偏重され、その結果、生活保護世帯や困窮者が増加
さらに、コロナ禍が追い打ちをかける



注1) 平成23年度までは「福祉行政報告例」

注2) 総数には保護停止中の世帯も含む(各世帯類型別の世帯数には保護停止中は含まれていない)。

厚生労働省「生活保護の被保護者調査」

1. 労福協とは(1)

「公助」「共助」「自助」が、「自助」「共助」「公助」へ？

「公助」とは、法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービス

「共助」とは、近隣の方々どうしが、ともに支えあい助けあうこと

「自助」とは、1人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること

私たちがめざす社会

「自己責任から支え合いへ」

過度な自己責任論、新自由主義(競争万能主義や株主至上主義)から脱却し、命とくらしを守る生活保障(セーフティネット)で全ての人々を包み込み、働き方・くらし方を柔軟に選択できる安心で持続可能な社会

労福協の事業

- ・労働者等の福祉、生活の相談及び支援に関する事業
- ・労働者等の福祉向上を目的とする事業
- ・労働者等の教育、文化の向上並びに交流に関する事業

1. 労福協とは(4)

全国で展開している主な活動

その時々の社会課題へ、組織を挙げて重点的に取り組む課題について「重点課題」と位置付け、全国的に取り組みを展開

- ◆2005年～ クレ・サラ(消費者金融)の高金利引き下げ
- ◆2007年～ 割賦販売法改正など消費者課題への取り組み
- ◆2008年～ 貧困や格差の是正

生活困窮者自立支援制度の構築と社会的包摂の推進

2015年4月、経済的に困窮し、様々な困難を抱えた方々を対象に、寄り添いながら包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」がスタート

労福協は、制度の定着、発展をめざすとともに、よりよい制度への改善・充実を求め活動を展開

- ◆2015年～ 奨学金制度の改善をめざした取り組み



II. 県内で実施している事業

説明者 設楽 正

II. 県内で実施している主な事業

1. 生活あんしんネットやまがた事業

(1) 暮らしの相談活動

(2) 顧問弁護士による相談対応

} 『III. 暮らしの相談活動』で説明

(3) 暮らしの講座・セミナーの開催

「労福協ライフプランセミナー」を労福協、東北労金、こくみん共済coopの3者で開催

◆日時 2019年9月21日(土)15:30～17:20

場所 鶴岡市

参加数 40人

内容 ①セミナー ・労働者福祉運動のこれまでとこれから
・人生100年時代を楽しく安心に！

働くみんなのお金と保障の上手な活用方法

②やまがた出合いサポートセンター活動紹介

2. 総合的就業・生活支援事業

『IV. 総合的就業・生活支援事業』で説明

3. 生活困窮者家計改善支援業務

『V. 生活困窮者家計改善支援業務』で説明

II. 県内で実施している主な事業

4. 調査・研究事業

- 山形県に対する「労働者福祉政策制度」要望の内容は、山形県経済社会研究所の「景気・雇用の動向調査」や会員の要望をもとに、検討しとりまとめ

5. 教育文化・交流事業

(1) 講演会

◆2019年度

日時 2019年5月28日(火)15:30～16:30

場所 山形市 大手門パルス

参加数 67人

内容 「2019年度活動計画と
2030年ビジョンの策定に向けて」

講師 中央労福協 事務局長 花井 圭子 氏



(2) 労働教育支援事業

『VI. 労働教育支援事業』で説明

II. 県内で実施している主な事業

(3) 勤労者体育祭県大会

スポーツを通じ勤労者の親善と交流、健康増進を図る

◆2019年度

日時と種目

2019年10月 5日(土)	軟式野球、ソフトボール
6日(日)	軟式野球
12日(土)	硬式卓球、ボウリング
11月 4日(月・振休)	ソフトバレーボール

場 所 天童市、山形市

参加数 64チーム、533人

主 催 県労福協

協 賛 山形県

後 援 県教育委員会、(公財)県スポーツ協会

その他
・予選会は8地区で全258チーム、
2,381人が出場
・地区では5種目以外にバレーボール、
ソフトテニスを実施



II. 県内で実施している主な事業

(4) ふれ愛チャリティーゴルフ大会

会員の相互交流、親睦を図り、参加者からチャリティー金を募り、障がい者の社会参加や福祉施設の環境整備などに寄与する

◆2020年度

日時 2020年 9月19日(土)

場所 河北町 ニューブラッサムガーデンクラブ

参加数 92人

主催 労福協、連合山形、東北労金

後援 こくみん共済coop、生協連、福祉センター、教育基金協会、シンクタンク

収益金 930,546円 (チャリティー金500,000円、大会収支差額金430,546円)

贈呈先 認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター

2020年11月16日
山形県ふれ愛募金会「贈呈式」 ▶



II. 県内で展開している主な事業

6. 勤労者福祉にかかわる政策・制度の要望

労福協の重点課題のほか、労働金庫・こくみん共済coop、生協など協同事業団体の事業・活動に関わる政策課題を中心に要求項目をとりまとめ、山形県へ要望を行っている

◆2020年度

日時 2020年11月12日(木)

場所 山形市 山形県建設会館

内容 ① 令和3年度施策・予算に関する要望

社会の持続可能性自体が問われる中で格差の是正、貧困や社会的排除、社会的孤立に陥らない社会を目指すことを要望

② 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う要望

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う市民生活への支援を総合的に推進し、様々な困難を抱えた人たちへ寄り添った相談支援、雇用の維持、就労支援や雇用創出、住まいの保障、学費納入や奨学金返済が困難な人たちへの支援の拡充を要望



III. 暮らしの相談活動

説明者 柏倉 晴香

III. ぐらしの相談活動

1. 「生活あんしんネットやまがた」設立の経緯

◆2005年 4団体合意(連合、中央労福協、労金協会、全労済)
4団体が、NPO諸団体等とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービス(総合支援サービス体制)の実現に向けた体制作りを進めることに合意。

◆2006年 検討委員会開始

*「4団体合意」を受けて山形県労福協で検討委員会が立ち上がった。

◆2008年 山形県労福協の公益法人化

2008年の情勢:リーマンショックによる経済低迷／非正規労働者の増加／
貧困層の増大／自殺者9年連続3万人突破(山形県300人)

*公益法人化によって社会的信頼を得、相談受付がスムーズにできるようにとの背景もあった。

*不安定な情勢により、ワンストップであらゆる相談を受け付けることのできる窓口の必要が強まってきた。

◆2009年 「生活あんしんネットやまがた」事業開始

事業内容:「**なんでも相談**」「**無料職業紹介**」「**ぐらしの講座**」

III. 暮らしの相談活動

2. 「生活なんでも相談」

生活 なんでも 相談

あなたと一緒に考えます



各種相談に対し、労福協加盟団体や行政機関、NPO団体などと提携しながら、解決の糸口を見出す相談窓口です。

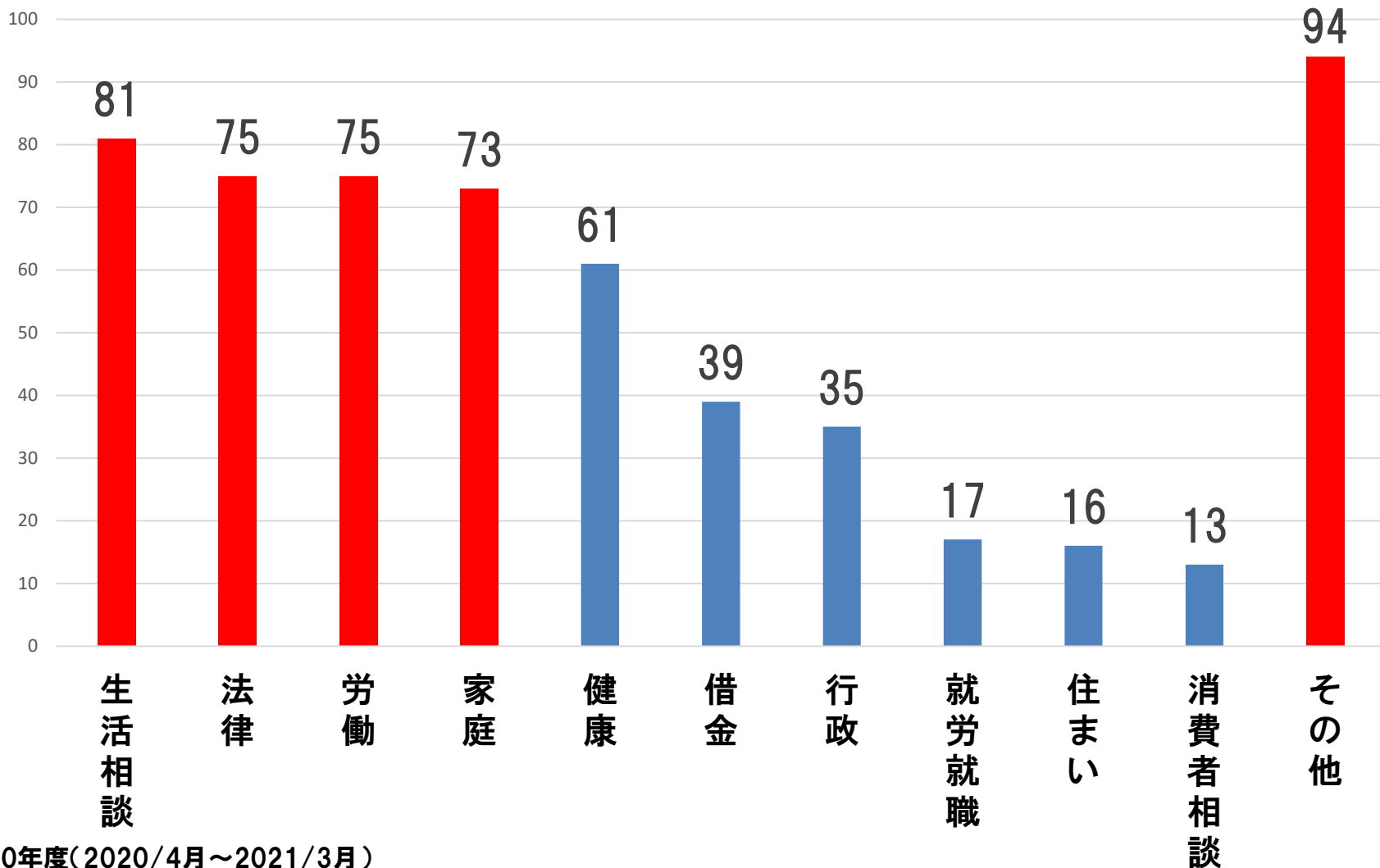
平日
10:00～16:00

フリーダイヤル
サンキュー ローフク
0120-39-6029
(2回線)

電話・来所で相談を受付
相談員:3名

III. 暮らしの相談活動

3. 相談の種類と件数



2020年度(2020/4月～2021/3月)

III. 暮らしの相談活動

4. 具体的な相談内容

* 事例の内容はプライバシーの観点から一部作り変えています。

生活相談

生活苦



体調を崩して再就職できない。
ローンや光熱費の支払いが滞っている。

冠婚葬祭



遠い親戚が亡くなった。顔を合わせることもない親戚だが、お悔やみはどうしたら良いか？

近隣トラブル



毎年、隣家の屋根から大量の雪がうちの敷地に落ちる。

福祉介護



高齢で買い物も食事也大変。
介護サービスを利用したいが…

法律

相続



- ・専門家に頼まず自分で相続の手続きはできるか？
- ・法務局に預けた遺言書を変更するにはどうすれば良いか？

借金



- ・友人にお金を貸したが返済してもらえない。借用書もない。
- ・知人に名義貸してしまい、借金を抱えてしまった。

離婚



- ・何も決めず協議離婚をした。子どもに会わせてもらえない。
- ・養育費が支払えず給与を差押えられた。

労働

解雇



- ・コロナの影響で派遣切りされた。
- ・勤務時間がどんどん減らされてきている。いよいよ解雇されそう。

過労



- ・納期が遅れた責任を取らされ、長時間労働を強いられている。
- ・一度帰宅して夕飯を済ませたら、また職場へ戻って仕事している。

モラハラ・パワハラ



- ・ミスすると執拗に注意される。
- ・上司から雑用ばかり押し付けられ仕事を与えてもらえない。

III. 暮らしの相談活動

4. 具体的な相談内容

* 事例の内容はプライバシーの観点から一部作り変えています。

家庭

不仲



- ・同居していた子どもと関係がこじれ、子どもたち家族は家を出た。それ以来、関係が修復できない。
- ・夫が亡くなり1人になった。息子から同居の誘いがあるが、嫁姑関係が悪いので踏み出せない。

暴力・嫌がらせ



- ・義理の兄弟から、暴言やワン切りの着信など嫌がらせを受けている。ストレスで体調を崩した。
- ・同居している家族から言葉のDVが酷く、精神的に追い詰められている。

家族の心配



- ・兄は生活費をやりくりできない。色々な支払いを滞納するたび助けている。
- ・県外に住む子どもが体調を崩して働けない。連絡も取れないので心配。

その他

|| 寄り添い

- ・ ペットを亡くして悲しい
- ・ 思い出すと怒りが収まらない
- ・ 体調がよくないので不安
- ・ 仕事、家事、子育てで疲れた
- ・ あの時のことを後悔していて…
- ・ コロナで外出制限されて退屈
- ・ 日常の素朴な疑問
- ・ 話し相手が誰もいなくて… など



III. 暮らしの相談活動 生活あんしんネットやまがた事業

5. 相談への対応例

* 事例の内容はプライバシーの観点から一部作り変えています。

事例1(借金問題)

【相談内容】

- ・ 夫が入院。仕事復帰の目途がたたない。
- ・ 夫名義、相談者名義の借金があり、それぞれ複数個所から借り入れている。
- ・ 自己破産はしたくない。夫は将来、起業したいという夢がある。自己破産したら夢が断たれるのでそれは避けたい。

【対応】

- ・ 夫の復帰の目途が立たないのであれば、“再スタート”という意味で自己破産を選ぶのも1つの決断かもしれない。
- ・ 東北労金で債務の一本化が可能なら、月々の返済額を減らすことができるかもしれない。

東北労金と連携



【結果】

* まずは自分名義の借金のみ、東北労金で借り替えの相談。

事例2(保険相談)

【相談内容】

- ・ 通院と入院が保障される保険に入っていた。
- ・ 数か月前、月々の支払額を抑えられないか相談。希望の額に減額してもらえるとの事で、言われるままに書類を記入。この時、保険内容について全く説明がなかった。
- ・ 後日、通院がカバーされていないことが分かった。元に戻して欲しいと頼んだが連絡が来ない。

【対応】

- ・ 保険会社のコールセンターを案内し、相談するように助言したが気が進まない様子。

こくみん共済coopから助言を貰って回答



【結果】

- ・ “本質的な説明を受けていない。そのため大きな不利益を被った”という切り口でコールセンターに相談してみるよう勧めた。
- * そうは言っても、署名と押印しているので契約を覆すのは難しいと思われることを率直に伝えた。

III. ぐらしの相談活動

6. 顧問弁護士との連携

・顧問弁護士…1名

・2020年度

面談…6件

アドバイス…5件

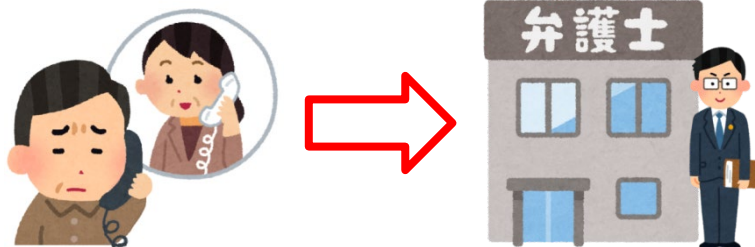
・2021年度(4月～10月)

面談…12件

アドバイス…4件

*「面談」=相談者を弁護士との面談に繋いだ件数

*「アドバイス」=弁護士からアドバイスを貰い相談者に回答した件数



*事例の内容はプライバシーの観点から一部作り変えています。

事例3(相続問題)

【相談内容】

- ・ 家族構成…夫、妻(相談者)、前妻の子(別所帯)
- ・ 実子なし。前妻の子とは養子縁組していない。
- ・ 夫は病床にある。しかし前妻の子は、夫を見舞いにも来ない。
- ・ 前妻の子に遺産を残したくない。
せめて自分の遺産だけは甥に譲りたい。
- ・ 遺言書を書こうと思うがどうすればよいか？

【対応】

- ・ 手書きの遺言書でも法務局で預かってくれるが、内容が法的に無効なものだったら意味がない。
- ・ 公証役場に行って相談することを勧める。
- ・ 1人では難しいので弁護士に相談にのってもらいたいとの事。

弁護士と連携



【結果】

- ・ 公証役場で公正証書遺言を残す方が間違いが無いと説明。
- *本人の希望で、遺言作成から公証役場の手続きまで、弁護士がサポートすることに。

IV. 総合的就業・生活支援事業

説明者 佐藤 均

IV. 総合的就業・生活支援事業

1. 目的

離職を余儀なくされた求職者等の生活の安定及び再就職の促進を図るため、「山形県求職者総合支援センター」を運営する。

また、山形県と山形労働局との一体的実施による「トータル・ジョブサポート」の構成員として、関係機関と連携し効果的な就労支援を実施する。

2. 山形県求職者総合支援センター

(1) 開設 2009年4月1日 (2012年度から県労福協が受託)

【背景】2008年のリーマンショック後、非正規労働者、中高年齢者等に対する急激な雇用調整の進行が懸念されたことから、山形県は、離職者や求職者に対する生活・就労相談等を総合的に実施するため、ハローワークプラザやまがた内に開設した。

IV. 総合的就業・生活支援事業

(2) 相談窓口

- ① 所在地 ハローワークプラザやまがた内(山形駅西側の山形テルサ1階)
- ② 開所時間 月～金曜日9:30～18:00、土曜日10:00～17:00
- ③ 相談方法
 - ・面談相談
 - ・電話相談(フリーダイヤル0800-800-7867)
 - ・出張相談(県内3か所)
- ④ 相談件数 年間300～600件 (2020年度は301件)



ハローワークプラザやまがた



相談窓口

IV. 総合的就業・生活支援事業

⑤相談内容

住まい	公営住宅など、住宅に関する相談 ・民間アパートの家賃の支払いが大変 ・県営住宅や市町村営住宅に入居したい
生活	生活資金など、生活に関する相談 ・雇用保険の失業給付が切れて生活が不安 ・失業して生活費や光熱費が不足しそう
就労	就労支援情報の提供など、就労に関する相談 ・就職活動の仕方を見直したい ・再就職が決まらない…
能力開発	職業訓練の情報提供など、能力開発に関する相談 ・職業訓練の日程や内容を知りたい ・職業訓練を受けてみたいけど生活に不安がある
その他	求職者等のさまざまな悩みに関する相談 ・失業して借金返済が困難になった ・再就職先での労働トラブルや人間関係

IV. 総合的就業・生活支援事業

3. トータル・ジョブサポート(山形県・ハローワーク共同就職支援センター)

(1) 事業内容

山形県と山形労働局が「ワンストップ相談窓口」を設置し、それぞれの相談機関(※)の機能を持ち寄り、チーム支援による早期就職を目指す。

※山形県＝山形県求職者総合支援センター
山形県若者就職支援センター
(若者サポートステーション)
山形労働局＝ハローワーク



(2) 開設時期

2013年7月	トータル・ジョブサポート山形
同年 10月	トータル・ジョブサポート酒田
2014年7月	トータル・ジョブサポート米沢、トータル・ジョブサポート新庄

V. 生活困窮者家計改善支援業務

説明者 佐藤 均

V. 生活困窮者家計改善支援業務

1. 事業内容

- ・生活困窮者自立支援法(2015年4月施行)に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題のある方に、家計再建に向けた支援計画を作成し必要に応じた支援に繋げる
- ・2016年度から、山形県委託事業として開始
- ・対象者は、県内全ての町村(22町村)の住民

2. 実績、事例

◆2020年度 相談件数65件

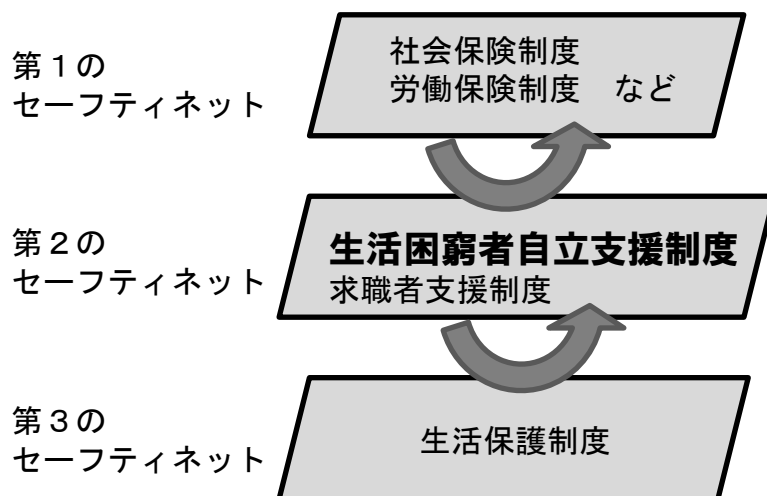
- ・家計計画表、キャッシュフロー表の作成
- ・多重債務者には債務整理や貸付斡旋などを助言
- ・税金の分納手続きの助言

V. 生活困窮者家計改善支援業務

〈参考〉生活困窮者自立支援法について

- ◆2013年12月成立、2015年4月施行、2018年10月改正法施行
- ◆生活保護に至る前の段階で自立の促進を図るとともに生活保護から脱した者が再び生活保護に頼ることのないよう、福祉事務所設置自治体は以下の支援を行う

- ・自立相談支援事業（必須事業）
- ・住居確保給付金の支給（必須事業）
- ・就労準備支援事業（努力義務）
- ・家計改善支援事業（努力義務）
- ・子どもの学習・生活支援事業（任意事業）
- ・一時生活支援事業（任意事業）



VI. 労働教育支援事業

説明者 佐藤 均

VI. 労働教育支援事業

1. 事業内容

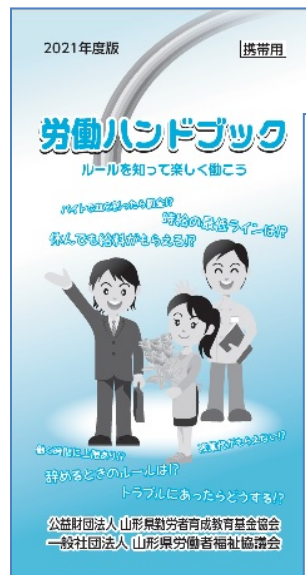
- これから社会人となる高校生等に、基本的な労働関係制度の周知やもしトラブルに巻き込まれた際の相談窓口の周知を行うことにより、働くうえで困った時の対応や早期離職の防止を図る
- 「労働ハンドブックの無償配布」と「出前講座」を実施
- 2012年度から山形県委託事業として開始、2014年度からは山形県補助事業として継続

2. 労働ハンドブックの無償配布

- 教育基金協会と連携し、基本的な労働関係制度をコンパクトにまとめた「労働ハンドブック」を作成
- 高校3年生や、短大・専修学校生に配布

◆2020年度は計76校・11,442部を配布

•データ版ダウンロード可
(右記QRコードより)



最低賃金

最低賃金とは、労働者に支払う給与の1時間あたりの最低限度額です。すべての労働者の給与は最低賃金を下回ってはいけません。(最低賃金法第4条)

Point!

- 山形県の地域別最低賃金は時給822円です。(2021年10月20日～)
- 最低賃金は、毎年10～12月頃に改定されます。(2021年度は793円から29円UP)
- 学生労働者や山形労働局のホームページで最新情報を確認しましょう。
- 最低賃金の対象となる給与は、基本給+手当(通勤手当・家族手当・障害手当を除く)です。残業代やボーナスは含みません。

Q. 東京都内の飲食店で時給1,000円のアルバイト!?

A. それは違法です。最低賃金は都道府県ごとに定められていて、東京都の地域別最低賃金は時給1,041円です。最低賃金額との差額を請求しましょう。

VI. 労働教育支援事業

3. 出前講座「労働関係制度の説明会」

- ・希望する学校に講師を派遣し、労働ハンドブックを用いた出前講座を実施
- ・卒業間近で自由登校期間の2月に実施する学校が多い

◆2020年度は計14校(高校10校、専門学校など4校)、受講者は約1,200人



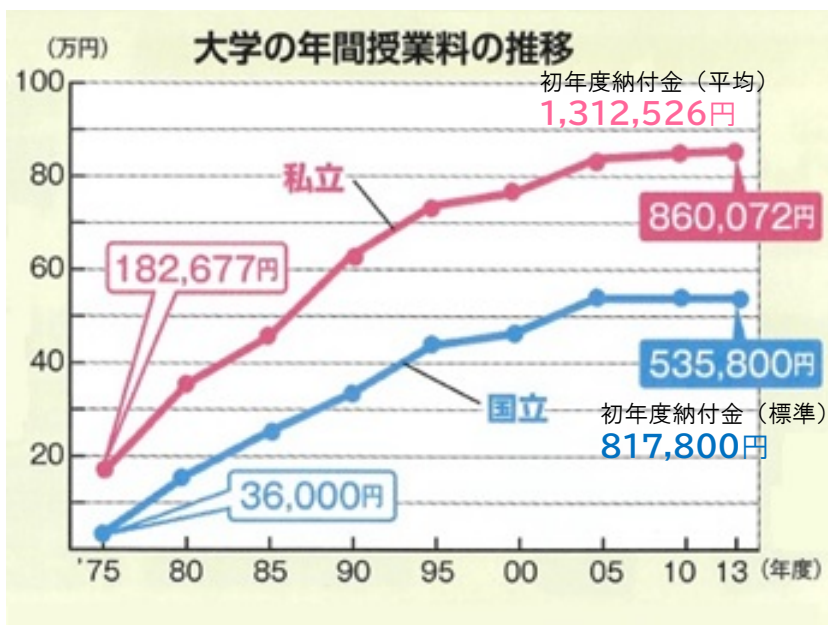
VII. 奨学金制度改善・ 教育費負担軽減運動

説明者 佐藤 均

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

1. 運動開始当時(2015年)の状況 (1)

・高騰する大学授業料



(注) 私立大は平均、国立大は2004年度以降は国が示す標準額 (出典: 平成25年度文科省調)

・雇用の劣化(家計収入の減少)



出典: 国税庁「民間給与実態統計調査結果」(長期時系列データ)
日本学生支援機構「学生生活調査」

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

1. 運動開始当時(2015年)の状況 (2)



出典：文部科学省「日本学生支援機構 奨学金貸与事業の概要」

- ・高騰する大学授業料
- ・雇用の劣化(家計収入減)



奨学金利用者の増加

- ・無利子枠に増減無く、ほとんどが有利子枠
- ・JASSOの給付型奨学金はまだ無い

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

1. 運動開始当時(2015年)の状況 (3)

- ・大卒就職率の低下
(2000年前後には約60%)
- ・失業・無職の増加
- ・非正規雇用の増加



返済困難者の増加

中央労福協アンケート調査(2015年)によると

借入総額 平均 312.9 万円

毎月返還額 平均 17,206 円

返還期間 平均 14.1 年

返還例(出典:日本学生支援機構奨学金ガイド2015)

貸与月額8万円×期間48カ月＝貸与総額**384万円**

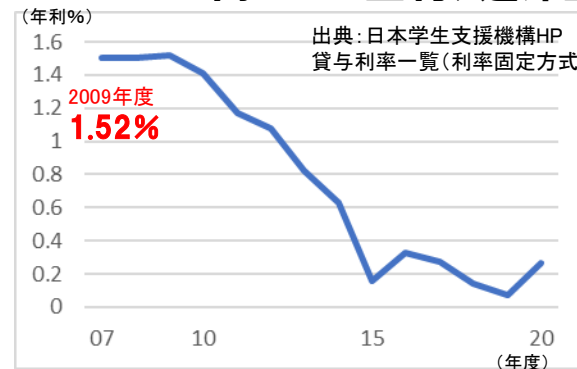
固定金利(※)年0.82%の場合、返還総額約**418万円**

※2013年度卒業生の適用金利

つまり、34万円が利息

- ・滞納者 →33万人(2010年)
- ・個人情報機関への登録(いわゆるブラックリスト) →1万人超え(2012年)
- ・裁判所「支払督促」申立件数 →1万件(2011年)

高かった金利、延滞金賦課率



2014年3月まで

10%



2014年4月から

5%



2020年4月から

3%

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

2. 取り組みの位置づけ、視点（2015年4月、中央労福協幹事会で確認）

- ① 多重債務、貧困問題の取り組みの継承
- ② 受益者負担主義と雇用破壊がもたらす構造的な問題と認識すべき
- ③ 子どもの貧困対策、貧困の連鎖解消の視点
- ④ 中間層解体、少子化・人口減の加速にもつながる
→ 持続可能な社会の視点
- ⑤ 金融事業化した「奨学金」のあり方が問われている

教育費の無償化を漸進的に目指す！

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

3. これまでの取り組み

(1) 第1期の取り組み(2015年～2017年度)

【目標】 給付型奨学金制度の創設 など

【活動】 ・署名活動 全国から約304万筆を集約

・賛同活動 4,987団体、個人7,023人が賛同 など

**成果→給付型奨学金制度、所得連動型返還制度が実現
(2017年3月、改正日本学生支援機構法が成立)**

(2) 第2期の取り組み(2018年～2020年度)

【目標】 給付型奨学金の拡充、無利子枠の拡充 など

【活動】 ・アンケート調査(2018年) 回答数16,588人

・全国一斉相談 相談数 3年計377件 など

**成果→低所得者を対象とした授業料減免や給付型奨学金の
拡充が実現 (2019年5月、大学等修学支援法が成立)**

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

4. 第3期の取り組み(2021年度～)

(1)現状と問題点

- ・給付型奨学金制度や大学修学支援制度の対象者は、これから奨学金を利用する低所得世帯に限定されている。すでに奨学金を返済している方、そして中間層への支援は不十分なままである。
- ・コロナ禍によって、学生アルバイトの減少等による『学びたくても学べない』学生や、『返したくても返せない』若者が増えている。

(2)目標

- ①教育の漸進的無償化に向けた学費の軽減と給付型奨学金の拡充
- ②有利子から無利子へ
- ③返済困難者への救済措置の拡充
- ④所得に応じた無理のない柔軟な返済制度への改善
- ⑤教育費負担・奨学金返済負担を軽減するための政策減税

VII. 奨学金制度改善・教育費負担軽減運動

(3) 当面の取り組み

教育費負担・奨学金返済負担を軽減するための政策減税の導入を求める

① オンライン署名

(最終集約日:2021年11月30日)



←署名はコチラから

② 当事者の声の募集

「あなたの思い」を投稿してください 投稿はコチラから→



ご静聴、ありがとうございました